



変わるためのチャンス逃がすな! ～違反是正への取組み～

青森地域広域事務組合消防本部予防課 機動査察チームリーダー 渡邊登志男

はじめに

当事務組合は、1市3町1村で構成され、北は陸奥湾、南は八甲田山に囲まれた管轄面積約1,500km²、管内人口は約31万人、中心に位置する青森市は、夏は青森ねぶた祭、冬は世界有数の豪雪都市として有名である。

本稿の趣旨

違反処理経験の乏しかった当消防本部が、違反是正に向けて試行錯誤しながらも前に進もう

としている状況を恥ずかしながら紹介し、これから違反是正の推進に取り組もうとする小、中規模の消防本部の一助になればと願うものである。

予防業務の体制

当消防本部は、1本部、4消防署、10分署、職員定数492名で組織され、消防本部予防課に予防課長以下、機動査察チーム、危険物保安チーム、設備指導チーム、広報調査チームの4チーム16名が勤務し、危険物施設以外の立入検査及び

違反処理を機動査察チームが担当している。

そのほか各消防署、各分署に予防係があるが、毎日勤務の予防担当者は配置されていないため、2交代制勤務で災害出動に対応しながら、立入検査及び違反処理業務を行っている。

明らかになった重大違反

平成27年1月14日付け消防予第12号「重大な消防法令違反対象物に係る実態等の調査について(依頼)」を受け調査を行ったところ、平成26年12月31日現在で特定防火対象物の重大違反は109件あることが判明し、その多さに愕然とした。

当時は違反処理、特に消防法第17条関係の命令の経験がなくノウハウもなかったことから、立入検査を繰り返し行うことで平成29年3月までに何とか24件まで減少したのであるが、半年後の平成29年10月1日に違反対象物に係る公表制度(以下「公表制度」という。)の施行を控え、その前に重大違反の更なる削減と隠れ重大違反を把握するための未把握防火対象物調査の実施が喫緊の課題であった。

きっかけは公表制度

平成28年度、公表制度施行に向けて本格的に準備を進める中、次の2つの基本方針を決定した。

- 既に把握している重大違反は、公表制度の施行前までにゼロにするか、又は、すべてに警告書を交付する。
- 公表した重大違反は必ず違反処理を行う。

その結果、公表制度施行の半年前の平成29年4月1日、消防本部予防課に査察業務と違反処理業務を専門とする「機動査察チーム」が創設されることとなった。これにより当消防本部の違反処理が大きく変化する。

公表制度の準備から機動査察チームの創設まで携わった当職は、人員に余裕のない状況での新チーム創設という組織としての決意を前に、重大違反の削減に対する責任とプレッシャーを感じた。

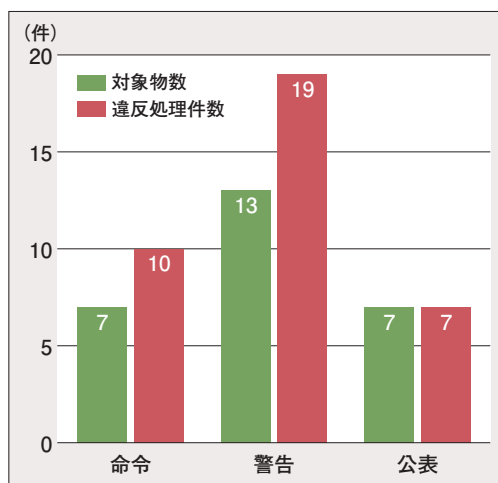


図1 機動査察チーム創設後の違反処理件数(平成29年4月～平成30年6月)

機動査察チーム発足

機動査察チームは平成29年4月に5名体制で発足。主に重大違反を担当し、単独又は消防署と合同で違反処理を行い、その違反処理実績は平成29年4月から平成30年6月までで、命令は7対象物に対して10件(すべて是正済み)、警告は13対象物に19件(8対象物14件は是正済み)となっている。

命令の内訳は、消防法第17条関係が3件

- 特定1階段等防火対象物の(4)項及び(2)項ニの複合用途防火対象物に自動火災報知設備設置命令(廃業により是正)
- (4)項と(3)項口の複合用途防火対象物に自動火災報知設備、漏電火災警報器、避難器具、誘導灯の設置命令(設置により是正)
- (3)項口3店舗と(15)項の複合用途防火対象物に自動火災報知設備改修命令(改修により是正)

そのほか、消防法第5条の3(吏員命令)が4件となっている。

劇的に進んだ違反是正

一時は24件まで減少した特定防火対象物の重大違反であったが、残っていたのは是正が困難なものばかりであり、また、未把握防火対象物調査によって重大違反が新たに43件判明するな

違反是正

表1 消防法第17条関係の命令事案

命令事案1	名 称	Aビル
	構 造	鉄筋コンクリート造
	階 数	地上5階(特定1階段等防火対象物)
	面 積	431.36㎡
	用 途	(16)項イ(個室ビデオ・物品販売店)
	違反内容	自動火災報知設備未設置 誘導灯未設置 消防用設備等点検未実施
	措置内容	設置命令・報告徴収命令
命令事案2	名 称	有限会社B
	構 造	木造モルタル
	階 数	地上2階
	面 積	422.19㎡
	用 途	(16)項イ(飲食店・物品販売店)
	違反内容	自動火災報知設備未設置 漏電火災警報器未設置 避難器具未設置 誘導灯未設置
	措置内容	設置命令
命令事案3	名 称	Cビル
	構 造	鉄骨造
	階 数	地上4階
	面 積	392.31㎡
	用 途	(16)項イ(飲食店・事務所)
	違反内容	自動火災報知設備基準不適合
	措置内容	改修命令
	経 過	廃業
	経 過	設置済
	経 過	改修済

ど、厳しい状況の中、機動査察チームが中心となって重大違反の是正に徹底して取り組み、違反処理の経験と自信を積み重ねていった結果、平成30年6月現在で特定防火対象物の重大違反が4件と劇的に違反是正が進んだ。

残る重大違反4件は、未把握防火対象物調査で新たに判明したものが1件、消防法施行令改正の経過措置期限(平成30年3月31日)を経過し違反となったものが3件となっており、すべてに警告書を交付している。

違反是正に関する主な取り組み

当消防本部では、違反是正を効果的、効率的に推進するために、先進消防本部の事例を参考にしつつ、次のような取り組みを行っている。

(1)対応記録の作成

違反処理に係る防火対象物の関係者との電話や現場でのやり取りについて対応記録を作成し、所属長まで押印したものを保存することとしている。

これは、質問録取に応じないような関係者の言動を逐一記録し、違反調査資料とするもので、先進消防本部の告発事例で紹介されたものを参考にした。

(2)弁明の機会の付与

消防用設備等の設置基準に適合させるよう命令する場合に、行政手続法第13条第2項第3号

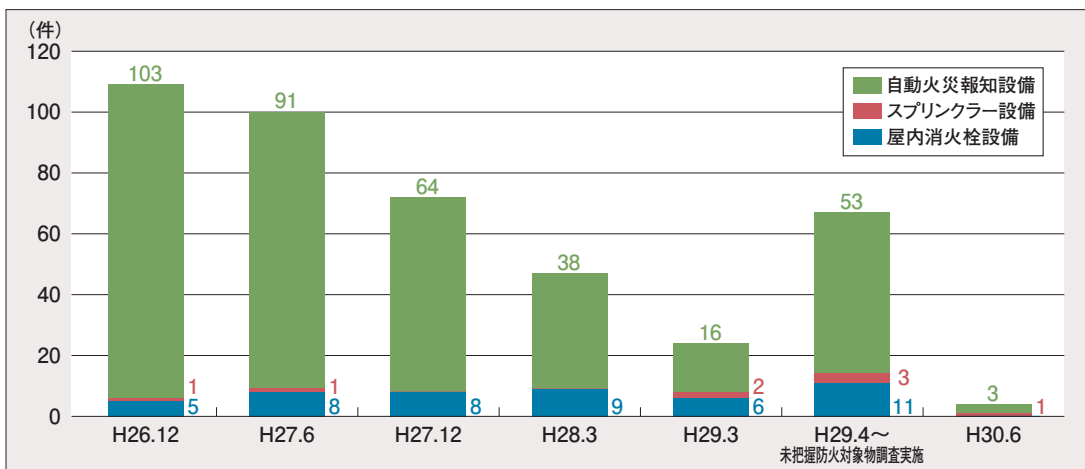


図2 重大違反の推移(特定防火対象物)

の規定の適用（弁明の機会の付与が必要かどうか。）については、意見の分かれるところであるが、当消防本部では消防の決意をこめた最後通告の意味もあると考え、弁明の機会を付与している。

実際に、質問等に一切応じず、警告書の受領も拒否すると主張する違反防火対象物の所有者に対して弁明の機会を付与したところ、自らの手書きで違反の認識や考え、今後どうするのかなど、質問調書に記録したかった事項が記載された弁明書が提出されるなど、消防の決意表明を前に所有者の反応が明らかに変化したケースもあった。

(3)防火対象物廃止・休止届

公表制度の条例制定の際に、併せて防火対象物の全部又は一部を廃止又は休止する場合の届出に係る規定を条例に追加した。

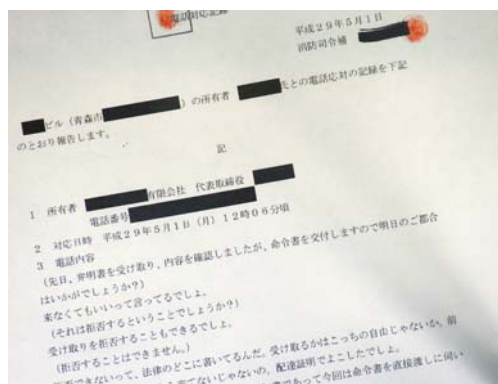
これにより、防火対象物の全部又は一部を廃止又は休止する場合の取扱いが明確化され、違反是正方法の選択肢が広がった。

(4)無通告査察の実施

立入検査では優良とされていた大規模なホームセンターやショッピングセンターにおいて、面積区画の防火シャッターの下に物品を陳列したり、常時閉鎖状態で使用する防火戸を開放状態に固定して営業するなどの事案や、認知症高齢者が入所する施設において、入所者の徘徊防止を理由に避難口をビス止めして使用不能にしたり、鍵を用いなければ解錠できない施錠装置を設けるなどの事案が相次いだ。これらは直近の立入検査では確認されていないため、消防が立入る時だけ、あらかじめ是正しているものと考えられることから、防火区画を有する防火対象物や認知症高齢者が入所する施設に対して、通常の立入検査のほかに事前通告なしの立入検査を行い、繰り返し違反する場合などには警告書を交付することとし、平成29年度1件、30年度1件警告書を交付している。

(5)未把握防火対象物の調査

平成29年度から、隠れ重大違反の把握と小規模飲食店の把握を主な目的として、未把握防火



対応記録



くさびを用いて開放している防火戸



消火器を用いて開放している防火戸



繁華街特別査察出動式

対象物の調査を実施している。

これまで一度も立入検査を行っていない防火対象物が調査対象であることから、トラブル等の防止のため未把握防火対象物調査マニュアルを策定し実施している。

前述のとおり、この未把握防火対象物調査によって、隠れていた43件の重大違反を覚知したことから、今後も通年で継続して未把握防火対象物調査を実施することとしている。

(6)危険排除査察マニュアルの策定

当消防本部では、消防法第5条の3の規定に係る違反を速やかに是正するために行う査察を「危険排除査察」と規定しており、特別査察として随時実施している。

消防吏員が危険排除査察を行った際に命令を行うかどうかの判断基準や吏員命令を行う場合、行政指導を行う場合のそれぞれの手続などをわかりやすく解説した「危険排除査察マニュアル」を策定し、消防吏員が不安を感じることなく危険排除査察を行えるようにしている。

(7)査察実施計画の全面的な見直し

これまで年度初めに年間の査察実施計画を策定していたが、年間計画では計画自体が形骸化してしまい、計画実施後の検証が適切に行えなかったことから、査察実施計画を全面的に見直

し、年間の重点事項を定めた上で4半期ごとの短期計画を策定、その実施結果を4半期終了ごとに検証して、以降の計画に反映させることとした。

(8)段階的な研修の実施

平成30年度から、職員のレベルに合わせた段階的な研修の実施を計画している。初級コースから始め、3段階のコースを用意し、各コースで所定の研修メニューを終了後に次のコースへステップアップするもので、受講は任意であるが、受講者にはステップアップの状況を記録した受講カードを配布し、モチベーションアップにつなげたいと考えている。

違反是正の推進に係る実務研修の実施

都道府県違反是正支援アドバイザー消防本部に登録されたことを受け、平成29年度に違反是正の推進に係る実務研修【区分B】を実施した。

県内からは、1消防本部1名及び【区分B】受講の条件を満たさないものの自主的に研修に参加した1消防本部1名のほか、当消防本部の予防担当者8名の計10名が受講した。

違反是正の推進に係る実務研修【区分B】を受講した1消防本部は、研修終了後に警告及び命令を行っている。

また、当消防本部が毎年末に行っている繁華街特別査察では、これまで行政指導にとどまっていたものが、平成29年度は実務研修(区分B研修と同時開催)を受講した職員が中心となり、消防法第5条の3の吏員命令を3件行い、その場で命令書を作成し交付するとともに標識を設置するなどの成果を挙げている。

本県は、これから公表制度の施行を迎える消防本部が多く、また当消防本部職員のスキルアップのためにも、今後も違反是正の推進に係る実務研修を継続していきたいと考えている。

今後の取組み

当消防本部管内では、現在、特定防火対象物の重大違反は、ほぼなくなった状況ではあるが、未把握防火対象物の調査を継続することから、今後も新たに重大違反が発覚することが予想され、これに対応しつつ、非特定防火対象物も含

めた重大違反の消滅を目指したい。

おわりに

当消防本部にとっては、違反是正支援アドバイザー制度や違反是正の推進に係る実務研修、弁護士相談事業などの支援体制が整っている状況での公表制度の施行は、絶対に逃してはならない「変わるためのチャンス」であった。

数年前は警告が精一杯であったものが、今や「是正期限を経過したら命令」が当たり前となり、消防の「本気」を前に多くの重大違反は命令することなく是正が完了している。

名宛人の特定に苦慮したり、暴言を浴びせられたり、相手側の弁護士が出てきたりと苦労は絶えないが、違反是正への歩みを後戻りさせないために、そして消防としての誇りを失わないために、これからも日々試行錯誤を繰り返しながら、前に進んで行きたい。



実務研修会場



実務研修の様子



命令書・標識作成の様子



設置した手書きの標識